

東隈浄水場施設改良事業 質問回答等に伴う修正箇所対照表 : 入札説明書別紙 (1/1)

No.	該当質問 No.	頁	項目		修正前	修正後
1			別紙1	修正		王塚台配水池送水管ルートを修正(修正版公表済み)
2	第1回No.23		別紙5	修正		新設用地範囲を修正(修正版公表済み)
3	第1回No.23		別紙6	修正		太陽電池アレイ設置用地範囲を修正(修正版公表済み)
4			別紙8	追加		アルミニウムと濁度の関連図を追加(修正版公表済み)
5	第1回No.92		別紙18	修正		道路拡幅範囲を修正(修正版公表済み)
6	第1回No.92		別紙20	修正		舗装復旧範囲を修正(修正版公表済み)
7	第1回No.13		別紙21	追加		フェンスの位置を記入(修正版公表済み)

東限浄水場施設改良事業 質問回答等に伴う修正箇所対照表 : 要求水準書 (1/2)

No.	該当質問 No.	頁	項目	タイトル	修正前	修正後
1	第1回No.595	2	第1章2.(5)② ウ	施設引渡し時の 訓練・教育 業務	建設工事	建設工事(施設引渡し時の訓練・教育を含む)
2	第1回No.164	7	第1章4.(3)③		原水水質及び膜ろ過水質	原水水質及び浄水膜ろ過水質
3		11	第2章1.(3)	表2-2 測量調査	町道の付け替えに伴う測量、現況施設高及び水位の確認、浄水場外周の境界確定測量。	町道の <del>拡張</del> 付け替えに伴う測量、現況施設高及び水位の確認、浄水場外周の境界確定測量。
4		12	第2章2.2- 1(2)④		既設2系薬品沈澱池は当企業団で実施した耐震診断調査によって耐力が不足する結果が得られている。耐震補強を行うため既設耐震診断に加え追加的な調査が必要な場合には耐震診断調査を実施すること。	既設2系薬品沈澱池は当企業団で実施した耐震診断調査によって耐力が不足する結果が得られている。耐震補強を行うため既設耐震診断に加え追加的な調査が必要な場合には耐震診断調査を実施すること。
5	第1回No.236	12	第2章2.2- 1(2)⑤	運転管理マ ニュアル	運転管理マニュアルは機器の取り扱い説明書とは異なるものである。	運転管理マニュアルは機器の取り扱い説明書とは異なるものである。 <del>運転管理マニュアル本文の作成はワードで行うこととし、</del> 運転管理マニュアルは電子データで納品すること。
6	第2回No.62 第2回No. 235	15	第2章2.2- 2(2)③	覆蓋	覆蓋はテント構造で開閉式とする。また、覆蓋の材質は次のとおり耐久性に優れたもの(耐久年数15年以上)を使用すること。	覆蓋はテント構造等 <del>で</del> 開閉式とする。また、 <del>テント構造の場合の</del> 覆蓋の材質は次のとおり耐久性に優れたもの(耐久年数15年以上)を使用すること。
7	第2回No.231	17	第2章2.2- 2(3)表2-5	安德第1号井 安德第2号井	φ150×2.78m <sup>3</sup> /分×17.0m×2台 予備	φ150×2.78m <sup>3</sup> /分×17.0m× <del>2</del> 1台 予備(φ150×2.78m <sup>3</sup> /分×17.0m×1台)
8	第2回No.256	17	第2章2.2- 2(4)⑦	地下水の取水 流量計	地下水の取水流量計は東限第1、2、4、5・6、7、8、9号井、山田第1号井・2号井及び井尻第1号井・2号井の9カ所に設置すること。	地下水の取水流量計は東限第1、2、 <del>3</del> 、4、5・6、7、8、9号井、山田第1号井・2号井及び井尻第1号井・2号井の <del>10</del> 9カ所に設置すること。
9	第1回No.310	18	第2章2.2- 2(6)①	膜ろ過設備設 計	膜モジュールは事業者の提案とする。使用する膜モジュールのうち、財団法人水道技術研究センターによる水道用膜モジュールJWRC仕様適合認定登録されているものについては、同登録品を使用すること。	膜モジュールは事業者の提案とする。使用する膜モジュールのうち、財団法人水道技術研究センターによる水道用膜モジュールJWRC仕様適合認定品の使用の有無も事業者提案とする。但し、JWRC仕様適合認定品を使用する場合は技術評価で考慮する。 <del>登録されているものについては、同登録品を使用すること。</del>

東限浄水場施設改良事業 質問回答等に伴う修正箇所対照表 : 要求水準書 (2/2)

No.	該当質問 No.	頁	項目	タイトル	修正前	修正後
10		19	第2章2.2-2(8)⑤		計画処理固形物量は、計画浄水量、計画原水濁度及び凝集剤注入率等を考慮して算定すること。計画濁度は年間日数の95%以上がカバーできる年間平均値の4倍の濁度とし、残りの高濁度時における対応方法について示すこと。(別紙14参照)	計画処理固形物量は、計画浄水量、計画原水濁度及び凝集剤注入率等を考慮して算定すること。計画 <b>原水</b> 濁度は年間日数の95%以上がカバーできる年間平均値の4倍の濁度とし、残りの高濁度時における対応方法について示すこと。(別紙14参照)
11	第1回No.400	22	第2章2.2-2(11)ウ(ア)	電気計装設備設計(発電機負荷)	必要容量は停電時に100%の負荷(浄水負荷、送水負荷及び附帯負荷)への電力供給が可能な容量とする。	必要容量は停電時に100%の負荷( <b>東限第5・6号井設備負荷、東限浄水場内設備の全負荷から排水処理設備負荷を除いた負荷浄水負荷、送水負荷及び附帯負荷</b> )への電力供給が可能な容量とする。
12	第1回No.413	23	第2章2.2-2(11)②イ(ウ)	電気計装設備設計(濁度計)	原水、膜ろ過水及び浄水の各処理工程毎の濁度を連続して測定可能とし、測定値は常時監視可能とすること。また、膜洗浄排水及び除マンガン設備洗浄排水の濁度についても連続測定可能とし、測定値は常時監視可能とすること。	原水、膜ろ過水及び浄水の各処理工程毎の濁度を連続して測定可能とし、測定値は常時監視可能とすること。また、膜洗浄排水及び除マンガン設備洗浄排水の濁度についても <b>着水井返送水濁度</b> の連続測定が可能とし、測定値は常時監視可能とすること。
13	第1回No.415	23	第2章2.2-2(11)②カ	電気計装設備設計(気温、湿度)	気象測定用の百葉箱(75型、複葉式、脚の材質はステンレス)に水温計、湿度計を設置すること。データは中央監視室で記録、監視できること。	気象測定用の百葉箱(75型、複葉式、脚の材質はステンレス)に <b>気水</b> 温計、湿度計を設置すること。データは中央監視室で記録、監視できること。
14	第1回No.241	26	第2章2.2-2(14)②テ	設備台帳	電話機、FAX、カメラ付きインターホン、郵便受け、TVアンテナ、窓に網戸及びブラインド	電話機、FAX、カメラ付きインターホン、郵便受け、TVアンテナ、窓に網戸及びブラインド、 <b>設備台帳ソフトをインストールするパソコン1式を1台</b>
15		26	第2章2.2-2(14)④		メンテナンス用にホイストクレーンを設置すること。	<b>メンテナ</b> ンス用にホイストクレーンを設置すること。
16	第1回No.501	29	第2章2.2-2(18)		次表に示す既設送水ポンプのうち、更新対象として示すものの更新を行うものである。運転操作盤(インバータ制御盤を含む)も老朽化しているため更新を行うこと。運転操作盤室は風通しが悪く、熱がこもりやすいので、空調設備を設置すること。	次表に示す既設送水ポンプのうち、更新対象として示すものの更新を行うものである。運転操作盤(インバータ制御盤を含む)も老朽化しているため更新を行うこと。運転操作盤室は風通しが悪く、熱がこもりやすいので、空調設備を設置すること。 <b>吸込管を5号浄水池に設置している5台の送水ポンプは、5号浄水池の耐震補強工事等に伴い5号浄水池が休止した場合でも4号浄水池から吸い込みが可能ないように配管弁類を設け、その配管弁類は本設として使用可能なようにすること。維持管理に支障ないように動線設備等を設置すること。</b>

東限浄水場施設改良事業 質問回答等に伴う修正箇所対照表 : 提出書類作成要領及び様式集 (1/1)

No.	該当質問 No.	頁	項目	タイトル	修正前	修正後
1	第1回No.574	35	様式Ⅲ-11 ④	太陽光発電設 備主要設備リ スト	番号、機器名称、監視方式、入出力点数、速度、備考	番号、機器名称、 <del>寸法・能力等監視方式</del> 、 <del>定格入出力点数</del> 、 <del>台数</del> <del>速度</del> 、備考
2	第2回No.147	62	様式Ⅳ-4①	太陽光発電設 備主要設備リ スト	(注2)4月～翌年3月の1年間の費用を記入してください。	(注2)1及び2については4月～翌年3月の1年間の費用を記入して ください。

東限浄水場施設改良事業 質問回答等に伴う修正箇所対照表 : 設計及び建設工事請負契約書(案) (1/2)

No.	該当質問 No.	頁	項目	タイトル	修正前	修正後
1	第1回No.657	7	第19条	調査	3 乙は、本施設の改良整備の維持管理のために、乙の費用をもって以下の各号に掲げる業務を行うものとする。	3 乙は、本施設の改良 <b>設備整備</b> の維持管理のために、乙の費用をもって以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
2	第1回No.660	7	第22条	詳細設計	第22条 乙は、法令等を遵守し、入札説明書等、事業者提案及び基本設計図書に基づき本施設の <b>詳細設計</b> を行い、以下の(1)乃至(4)を含む図書等を作成するものとする。(本 <b>詳細設計</b> の成果を「 <b>詳細設計図書</b> 」という。)	第22条 乙は、法令等を遵守し、入札説明書等、事業者提案及び基本設計図書に基づき本施設の <b>詳細設計</b> を行い、以下の(1)乃至(54)を含む図書等を作成するものとする。(本 <b>詳細設計</b> の成果を「 <b>詳細設計図書</b> 」という。)
3	第1回No.662	8	第22条	詳細設計	4 乙は、基本設計図書について前条の規定により甲の承諾を得た後でなければ、 <b>詳細設計</b> 図書の作成にとりかかることができない。	4 乙は、基本設計図書について <b>第20条前条</b> の規定により甲の承諾を得た後でなければ、 <b>詳細設計</b> 図書の作成にとりかかることができない。
4	第1回No.664	9	第23条	要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書の変更	2 甲又は乙は、請負代金の減額を目的とした要求水準書、事業者提案若しくは設計図書の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して書面により <b>施設整備費</b> の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。	2 甲又は乙は、請負代金の減額を目的とした要求水準書、事業者提案若しくは設計図書の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して書面により <b>請負代金施設整備費</b> の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
5	第1回No.674	17	第49条	試運転	5 乙は、前項の試運転の完了後遅滞なく甲に対して試運転結果報告書を提出する。	5 乙は、 <b>前項</b> の試運転の完了後遅滞なく甲に対して試運転結果報告書を提出する。
6	第1回No.677	18	第54条	前払金	3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。	3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の <b>中間</b> 前払金の支払を甲に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
7	第1回No.689	22	第62条	第三者による代理受領	2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第52条(第58条において準用する場合を含む。)又は第56条の規定に基づく支払をしなければならない。	2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第52条(第58条において準用する場合を含む。)又は第 <b>5756</b> 条の規定に基づく支払をしなければならない。

東限浄水場施設改良事業 質問回答等に伴う修正箇所対照表 : 設計及び建設工事請負契約書(案) (2/2)

No.	該当質問 No.	頁	項目	タイトル	修正前	修正後
8	第2回No.185	22	第64条	かし担保	甲は、工事事物にかし又は要求水準書(事業者提案が要求水準書を上回る事項については事業者提案。以下、本条において同じ)に定められた性能保障事項を満たさないことがあるときは(以下「かし」という。)、	甲は、工事事物にかし又は要求水準書(事業者提案が要求水準書を上回る事項については事業者提案。以下、本条において同じ)に定められた性能保証 <del>障</del> 事項を満たさないことがあるときは(以下「かし」という。)、
9	第1回No.698					「本契約」、「この契約」及び「この約款」の表記を「この契約」に統一